

全建事発第 023 号

令和 6 年 5 月 29 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

資源有効利用促進法省令の改正及び

ストックヤード運営事業者登録規程について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月 13 日に国土交通省より標記の通知を受け、令和 4 年度全建事発第 128 号で情報提供させていただきました制度について、今般、改めて国土交通省より、令和 6 年 6 月 1 日に全面施行される旨の通知がありました。

これにより、元請け業者等による建設発生土の最終搬出先までの確認が義務化されることになりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_国交省事務連絡
- 02_概要等：別紙 1～別紙 6
- 03_ R5. 3. 17 全建事発第 128 号
- 04_ R5. 3. 13 国交省事務連絡

以 上

担当：事業部 森島

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

e-mail：jigyo@zenken-net.or.jp